

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01327

研究課題名（和文）巨大独占と局地独占が相剋する現代的課題に対応した競争法体系の構築

研究課題名（英文）Analytical Framework of Competition Law from the Perspectives of Global and Local Monopolies

研究代表者

白石 忠志（Shiraishi, Tadashi）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：30196604

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：巨大独占や局地独占に関する競争法理論では、搾取規制の展開が注目される。また、局地独占では、企業結合事例や地域特例法の制定などを検討された。因果関係の理論の必要性が急速に高まっていることが確認された。

消費者に対する搾取型濫用の規制に対する関心が高まり、日本独禁法でも優越的地位濫用規制の一部として検討された。令和元年にドイツ連邦カルテル庁がFacebookに是正措置を命じたことが、日本の公正取引委員会の動きを活性化させた。公正取引委員会は、労働者・フリーランスの問題にも注目し始めている。

公正取引委員会は、確約制度や実態調査報告書・ガイドラインの活用重点をおいている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

世界的な巨大独占や、人口減少などの問題を抱えた地域独占は、競争法（独禁法）における特別な対応を必要としている。特に巨大独占の問題は、価格が高いこと（買い手の価格が安いこと）それ自体を競争法上の問題とする傾向を強めている。特に地域独占の問題は、独占そのものを問題とせず、むしろ、因果関係理論の洗練によって独占をもたらす企業結合を容認する方向に進んでいる。消費者に対する優越的地位濫用を規制する可能性にも目が向けられ始めている。以上のようなことを、命令などのハードな方法でなく、ソフトに取り扱おうとするのが、現代の競争法の傾向である。この研究は、このような状況を明らかにし、法実務の解像度を上げた。

研究成果の概要（英文）：In the field of competition jurisprudence concerning both massive monopolies and local monopolies, the evolution of regulations addressing exploitative practices is particularly significant. In the context of local monopolies, the rapidly growing need for causation theories has been substantiated.

Interest in the regulation of exploitative abuse against consumers has heightened, with the Japanese Antimonopoly Law also being examined as a part of the regulation aimed at curbing the abuse of superior bargaining positions. In 2019, the German Federal Cartel Office mandated that Facebook implement corrective measures, an action which invigorated the Japanese Fair Trade Commission (JFTC). Furthermore, the JFTC has started to address concerns related to employees and freelancers. Currently, the JFTC is concentrating its efforts on employing commitment decision procedures, along with the analysis of fact-finding reports and the development of relevant guidelines.

研究分野：経済法

キーワード：独占禁止法 独禁法 競争法

1. 研究開始当初の背景

情報技術を駆使し大量のデータを活用したプラットフォーム事業者による巨大な独占が、検索、流通、SNS などのそれぞれの分野ごとに世界を席捲し、それらを核として多方面の事業に力を拡大している状況が、随所で競争に影響を与え、利用者である一般企業や消費者に対して不利益を与えているのではないか、という懸念が持たれている状況にあった。

他方で、人口減少によって需要の縮小した地方の銀行や交通機関、寡占化が進み下請等の中小企業に対して従来以上に優越的地位に立つ発注企業、多様な働き方を反映したフリーランス等に対して優越的地位に立つ発注企業、などが、そのような局地的な独占的地位・優越的地位に立たざるを得ないことに起因する法的対応を迫られている状況にあった。

2. 研究の目的

前記 1 のような問題意識から、このような国際的な巨大独占と個別的な局地独占の双方を視野に入れ、両者の共通点と相違点を見極めながら、主に米国・欧州・日本の競争法（競争法とは独占禁止法の国際的通称である）による対応を分析し、その成果を国際的に発信しようとするのが、この研究の目的である。

3. 研究の方法

この研究は、主に以下の(1)～(5)の 5 つの各論的項目に分け、並行的・有機的に遂行した。

- (1) 巨大独占や局地独占に関する競争法理論
- (2) 消費者に対する搾取型濫用（優越的地位濫用）
- (3) 競争法における推定ルールの洗練
- (4) エンフォースメントの在り方
- (5) EU 競争法の影響力の背景

研究にあたっては、華々しい諸論議に目を配ることも忘れないようにしつつも、実際に生じた事象や事例を着実に見つけ、かつ、同様の問題に関する外国の動き（特に現在において世界的な影響力を持つ米国および EU の動き）を把握しながら日本の動きをも分析する、という態度を一貫させるようにした。

それに際しては、これまでに蓄積してきた体系的知見を基盤として、新たな事象・事例を眺め、既存の理論の検証を行いつつ、新たな要素を虚心に取り入れるように努めた。

4. 研究成果

前記 3 に掲げた 5 つの各論的項目ごとに研究成果を述べると、次のとおりである。

(1) 巨大独占や局地独占に関する競争法理論

巨大独占がもたらす問題は、規模や波及効果が甚大であるという特徴はあるものの、取引拒絶系から略奪販売系まで（抱き合わせやセット割引などの亜種を含む）の他者排除行為をもたらす問題視されるという点で、必ずしも新しい問題を提起するわけではないことを改めて確認した。

その中で注目されたのは、搾取規制の展開である。

まず、搾取規制に対して冷淡であると考えられてきた米国において、主にバイデン政権のもとで、搾取規制に対する関心が高まったことを挙げるができる。その関心は、米国 FTC における FTC 法 5 条ステートメントの改定（2022 年）や、労働者等に対する競争禁止義務を原則的に禁止しようとする動き（2023 年）などに現れている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、商品役務の高価格を典型例として、取引条件が合理的範囲を超えていることそれ自体が問題視される傾向が特に強まったという点を挙げるができる。その素材として、優越的地位濫用における買ったたき等の問題とともに、パンデミック下のマスク等の高価格販売に対する批判と、それを防ぐべく、高価格に対応しようとするデジタルプラットフォームの行為を独占法上容認すべきであるとする動きとを、特に論文として取り上げて、詳細に検討した。

局地独占については、ふくおかフィナンシャルグループ / 十八銀行と、USEN-NEXT HOLDINGS /

キャンシステムの2件の企業結合事例と、特に前者を受けた企業結合ガイドラインの改定、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律(以下「地域特例法」という)の制定、地域特例法の第1号事例である青森銀行/みちのく銀行の企業結合事例、などを検討した。これらの分析により、独禁法分野で、因果関係の理論の必要性が急速に高まっていることを確認し、近い将来にはいずれにせよ弊害が生ずる場合と、競争を期待すべきでない場合の、少なくとも2面に分かれて事例が現れていることを理論的に解析した。さらにそれを、外国で定着しつつあり日本にも輸入論者が始めているCounterfactualの議論とも接合する議論を展開した。

(2) 消費者に対する搾取型濫用(優越的地位濫用)

消費者に対する搾取型濫用の規制を、日本独禁法の優越的地位濫用規制として導入すべきであるとする動きも強まった。これを、論文において詳細に分析した。その成果は、おおむね、以下のとおりである。

従来、公正取引委員会は、優越的地位濫用行為の相手方として事業者のみを想定していた。ガイドラインでは、平成3年と平成22年に相手方が事業者であることを前提とした記述が置かれている。特に、平成22年ガイドラインは、消費者に対する優越的地位濫用の規制を考慮していなかったことが明確である。

しかし、研究者の間では、消費者に対する優越的地位濫用の規制の可能性を認める意見が多く、平成9年以降に明確に述べられている。平成14年には、消費者取引問題研究会の報告書で、消費者に対する優越的地位濫用の規制を適用する余地があり、検討すべきであるとされた。しかしながら、公正取引委員会では具体的な動きは見られず、平成22年ガイドラインで消費者に対する規制を否定する方向が確認されている。

令和元年(2019年)にドイツの競争当局・連邦カルテル庁がFacebookに是正措置を命じたことをきっかけに、日本の公正取引委員会の動きが活発化した。同年8月29日にガイドライン案が示され、消費者も優越的地位濫用の取引相手方に含まれると明記され、12月17日に最終的なガイドラインが発表された。

令和元年ガイドラインは、間接的競争阻害規制説を維持し、規制趣旨として、消費者の自由な取引を阻害しつつデジタルプラットフォーム事業者が競争上有利となる可能性を指摘する。デジタルプラットフォーム事業者と消費者の取引を念頭に置いているが、他の場合も含む一般的な記述となっている。ただし、公正取引委員会が一般的な消費者契約にまで優越的地位濫用規制を適用する意欲があるかは不明である。

労働者・フリーランスに関する問題について、公正取引委員会は、以前は企業と労働者・フリーランスの契約に関知しなかったが、平成30年の報告書を受けて役務提供者に対する企業の行為に注目するようになった。報告書では、労働者を除く役務提供者に対する企業による優越的地位濫用の可能性を主に論じている。しかし、役務提供者が労働基準法の適用を受ける労働者であっても、企業による優越的地位濫用は成立し得る。

フリーランスをめぐるガイドラインでは、労働関係法令で禁止等されている行為については、独占禁止法や下請法上問題としないと表現された。これは、公正取引委員会が事件選択の裁量の問題として労働関係法令に任せていると読める。以上の動きは、消費者に対する優越的地位濫用の規制を否定したのではなく、公正取引委員会が労働関係法令に任せる事件選択の裁量の問題であると整理できる。

将来を予測することは困難であるが、公正取引委員会の法執行において、課徴金納付命令を伴う事件処理が発生する可能性はある。ただし、無料取引のみの場合、課徴金額はゼロとなる。巨大デジタルプラットフォーム事業者と取消訴訟で争うリスクは、公正取引委員会にとって、人的リソースの損失等を考慮すると、無視できないものとなる可能性がある。

最近の公正取引委員会は、行政処分目的は課徴金ではなく競争秩序の回復にあると説明しており、確約制度や実態調査報告書・ガイドラインの活用が増えている。確約制度では、企業が疑いを解消する確約計画を提出し、公正取引委員会が認定することで課徴金を免れる。実態調査報告書・ガイドラインでは、一般的な懸念を文書で示し、企業の善処に期待する。

消費者に対する優越的地位濫用の規制が法律上可能とされても、実際に違反事件が現れるとは限らない。

(3) 競争法における推定ルールの洗練

推定ルールの洗練については、前記(2)や後記(4)でも見るように命令や訴訟よりも命令に至らない法執行ツールが重視される状況の中で、必ずしも発達したとは言えない状況にある。

その中では、違反とは言えないものの社名公表などの手段を用いる根拠として依拠される、合理的根拠を示すことがなく適切な交渉機会を与えない状態で取引条件を従前どおり維持する態度は不適切であるとする方針が、注目される。そのような事実が認定されれば、濫用を認定するための重要な根拠となるという考え方の礎が形成しつつあるように思われる。

なお、食べログの民事裁判の東京地裁判決では、優越的地位と濫用が示されれば、「利用して」

については特に具体的な検討をする必要がない旨の判断が示されたが、推定の根拠としては不十分であり、「利用して」とは全く認められない事例を違反とする可能性に道を開くものであって、疑問である。

(4) エンフォースメントの在り方

確約認定、社名公表、実態調査報告書、ガイドラインの策定・改定、といった、命令によらず、取消訴訟で争う可能性を回避したエンフォースメント（法執行）の傾向が、この研究の期間中にますます強まり、これら一色とも言ってよい状況となった。

この研究においては、その傾向を予想し、実際にそのようになったことを確認しただけでも、大きな成果であると考えているが、それぞれの法執行手段が実際に用いられる事象・事例が次々に現れたので、それらを客観的に分析することに努めた。それらの知見は、前記(1)や(2)の成果に活かされている。

(5) EU 競争法の影響力の背景

この研究の期間においては、米国も、バイデン政権の誕生による競争法への重点の置き方の強化などにより存在感を増したものの、EU の存在感は引き続き強いものがあつた。

その中で、著書『The Brussels Effect』の著者 Anu Bradford 教授を囲む座談会への参加の機会を得るなど、様々な機会を通じて、EU 競争法の影響力の背景を検討した。

EU 競争法の影響力は、EU の政治的背景や浸透努力もさることながら、25 か国を超える加盟国に対して競争法を普及させ、かつ、新たな政策を発信するために、物事を体系化し、理解しやすくする工夫が常に意識されている点に特徴があると分析できる。この点は、高度であるために少々わかりにくく体系化の努力も EU ほどではない米国の状況や、わかりにくい法体系が維持され、その上で EU 等の発信の輸入に忙しい日本の状況とは、一線を画しているように思われた。

以上のような研究成果をもとに、次の時期の動きをリアルタイムで活写する分析を行うのが、今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 35号
2. 論文標題 パンデミックにおける高価格と法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 55～61頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 825号
2. 論文標題 平成30年度企業結合事例集の検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 13～23頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻
2. 論文標題 消費者に対する優越的地位濫用	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 河上正二先生古稀記念『これからの民法・消費者法(II)』（信山社）	6. 最初と最後の頁 679-693
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白石忠志	4. 巻 865号
2. 論文標題 令和3年度企業結合事例集等の検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 27-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 European Influence on the Competition Law of Japan
3. 学会等名 The Federico II conference on the Brussels Effect（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 An Introduction to Abuse of a Superior Bargaining Position (ASBP)
3. 学会等名 Abuse of Superior Bargaining Position Panel（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Tadashi Shiraishi
2. 発表標題 Basics of exploitative abuse regulation
3. 学会等名 International Competition Network, Unilateral Conduct Workshop（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------